平成２８年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市上野字野原716番地１　県営上野団地１―103
債務者　渡久山政次
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２８年（フ）第３７２９号
大阪府茨木市春日５丁目４番25号　西島文化101号
債務者　土居　里美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２５号
愛知県豊橋市下地町字四ッ屋60番地
債務者　伊藤　　渚
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１２６号
愛知県豊川市宿町白山105番地
債務者　森田　繁子
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２３号
熊本県菊池市北宮255番地　北宮団地３棟493号
債務者　上杉　直美
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２８年（フ）第３０８号
静岡県浜松市東区安間町177番地の２
債務者　伊藤　和子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
静岡県湖西市新居町中之郷342番地の１　ファミーユ203、前住所静岡県湖西市古見695番地の２
債務者　永井　千春（旧姓カミヤトラベン）
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３６１号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目７番18号グレースⅡ名倉10Ｃ号室
債務者　加藤　まや
1　決定年月日時　平成28年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４１２号
静岡市葵区春日２丁目１番３―605号
債務者　宮城　智子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１７号
静岡市葵区牛妻947番地の78
債務者　山野井健介
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２８年（フ）第９４号
青森県黒石市大町２丁目64番地大町ビル２Ｆ、旧住所青森県黒石市大字黒石字建石31番地22
破産者　成田　敏幸
1　主文　当裁判所が平成28年８月18日午後４時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「青森県黒石市大字黒石字建石31番地22」とあるのを「青森県黒石市大町２丁目64番地大町ビル２Ｆ、旧住所青森県黒石市大字黒石字建石31番地22」と更正する。
2　決定年月日　平成28年９月12日
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９５号
青森県黒石市大町２丁目64番地大町ビル２Ｆ、旧住所青森県黒石市大字黒石字建石31番地22
破産者　成田眞理子（旧姓丸山）
1　主文　当裁判所が平成28年８月18日午後４時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「青森県黒石市大字黒石字建石31番地22」とあるのを「青森県黒石市大町２丁目64番地大町ビル２Ｆ、旧住所青森県黒石市大字黒石字建石31番地22」と更正する。
2　決定年月日　平成28年９月12日
青森地方裁判所弘前支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２８号
長崎県大村市水主町２丁目712番地　ひまわり荘13号室、旧住所長崎県大村市富の原１丁目1228番地12
破産者　白石　芳弘
1　破産債権の届出期間　平成28年10月７日まで
2　一般調査期日　平成28年10月26日午後２時45分
平成28年９月15日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１３５号
福井市春日１丁目16番24号
破産者　クランベルこと　山岡　義則
1　破産債権の届出期間　平成28年10月14日まで
2　一般調査期日　平成28年12月６日午前11時
平成28年９月14日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３０２号
広島市西区古江東町19番19―602号
破産者　角谷　通齊
1　破産債権の届出期間　平成28年10月14日まで
2　一般調査期日　平成28年11月21日午後１時30分
平成28年９月14日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１９号
大阪市中央区北久宝寺町２丁目１番２号
破産者　株式会社リーベン
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年12月８日午後２時
平成28年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７４号
埼玉県新座市片山３丁目５番25号
破産者　篠崎　貞子
1　破産債権の届出期間　平成28年10月20日まで
2　一般調査期日　平成28年12月６日午前10時45分
平成28年９月13日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係